

ホームページへのバナー広告募集

平成28年度分 企業団ホームページへのバナー広告を募集します

企業団では、自主財源確保の一環として、「八匠水道企業団有料広告掲載要綱」を制定し、八匠水道企業団ホームページにバナー広告(有料広告)の掲載を行っています。

平成28年度(4月から翌年3月まで)の広告主の募集を次のとおり募集します。

アクセス数

- ・月平均 約1,000件

掲載位置

- ・八匠水道企業団ホームページのトップページ下側

広告枠数

- ・10枠

広告の規格

バナー広告の規格は、次のとおりです。

- ・大きさ 縦68ピクセル、横234ピクセル
- ・容量 10キロバイト以内
- ・形式 GIF(動画、アニメーションGIF除く)・JPEG

掲載期間

- ・平成28年4月から平成29年3月まで
- ・1か月を単位で掲載

掲載料金

- ・1枠につき、月額3,000円

掲載できない広告

次のような内容の広告は、掲載できません。

- ・法令当に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ・その他広告媒体に掲載する広告物として不適当であると企業長が認めるもの

この他、掲載ができない業種・事業者や、表示内容の基準が定められています。
詳細は下記の「八匠水道企業団ホームページ有料広告掲載基準」でご確認ください。

申込期限・申込先

申込期限

平成28年3月30日（水）までに、申込書に添付書類を添えてお申し込みください。

※枠に空きが生じた場合は、それ以降も随時受け付けますが、掲載を希望する月の前々月前までに、お申し込みください。

八匠水道企業団ホームページバナー広告掲載内容

【添付書類】

- ・業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット）
- ・画像データを印刷したものとデジタルデータ（媒体は指定なし）

申込先

下記へ郵送もしくは持参してください。

※申込書には押印箇所があるため、メールやファックスでの提出はお受けできません。

〒289-2104 匝瑳市生尾 10 番地
八匠水道企業団総務班

広告掲載の優先順位

広告掲載希望者が枠数を超えた場合は、次の順位により決定します。この場合、順位が同じ広告が複数あるときは、掲載希望月数の多いものを優先といたします。

1. 公社、公団、公益法人およびそれに類するもの
2. 公共的性格のある私企業で、八匠水道企業団の給水区域内に事業所等を有するもの
3. 前号に規定する私企業のほか、私企業または自営業で八匠水道企業団の給水区域内に事業所等を有するもの。
4. 前各号に掲げるもののほか、私企業または自営業等

※上記の 1 から 4 までによる方法によっても広告掲載希望者が枠数を超えるときは、抽選により決定します。

広告掲載申込書

申込書その他、広告掲載に関する要綱や基準は下記に掲載しています。

広告掲載の決定や取り消し、その他の事項はこれらの要綱や基準に基づいて行われますので、申込みに当たっては必ず内容をご確認ください。

お問い合わせ先

八匠水道企業団 総務班

電話：0479-73-3171

八匠水道企業団ホームページ有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八匠水道企業団有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第8条の規定に基づき、八匠水道企業団（以下「企業団」という。）のホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 企業団ホームページから広告主が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。
- (2) 広告主 企業団ホームページへ広告を掲載する者をいう。

(規制業種等)

第3条 次の各号に定める業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 酒、たばこの製造に関わる業種
- (2) ギャンブルに関わる業種（宝くじは除く）
- (3) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業主
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・再生手続中の事業者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定める広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）

根拠のない表示や誤認を招くような表現（根拠となる資料を要する。）

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が（これが）最後のチャンス！（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 虚位の内容を表示するもの

エ 法令等で認められていない業種・商法・商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在が明確でないもの

(8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(9) その他日本新聞協会の「新聞広告掲載基準」に抵触するもの

2 バナー広告に関しては、ホームページ内の WEB ページに表示される広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についても要綱及び前項の規定を適用する。

(広告主の募集)

第5条 企業長は、企業団ホームページ等により広告主を募集するものとする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第6条 バナー広告の枠数は10枠程度とし、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

(1) 掲載料 月額3,000円(一枠あたり、消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 大きさ 縦68ピクセル 横234ピクセル

(3) データ量 10キロバイト以内

(4) データ形式 GIF形式又はJPEG形式(動画・アニメーションは不可)

2 バナー広告を掲載する位置は、企業団が指定する位置とする。

(掲載期間)

第7条 バナー広告の掲載期間は、一か月を単位とし、掲載を開始した年度末までとする。

2 ホームページへの掲載は毎月1日(1日が土日、祝日の場合は翌平日とする。)に掲載及び削除を行うものとする。

(掲載料の還付)

第8条 バナー広告の掲載期間中、企業団の都合により企業団ホームページを閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、日割計算により円未満を切り捨てた額を還付するものとする。ただし、バナー広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合を除くものとする。

(広告掲載内容の作成)

第9条 広告主は、要綱第7条の規定により広告掲載の申込みをする場合は、八匠水道企業団ホームページ広告掲載内容（別記第1号様式）を作成し添付しなければならない。

(広告の作成及び提出)

第10条 バナー広告は、広告主の負担によりデータを作成し、指定する期日までに提出しなければならない。

2 バナー広告の内容は、要綱第3条各号の規定に該当しないことのほか、企業団ホームページのイメージを損なうことがないようにしなければならない。

(広告掲載内容の変更及び廃止)

第11条 広告主は、広告掲載内容を変更又は廃止しようとするときは、八匠水道企業団ホームページ広告掲載内容（変更・廃止）届（別紙第2号様式）を速やかに提出しなければならない。

(広告掲載内容の変更の承認)

第12条 前条の変更届があつたときは、当該広告掲載内容の変更について企業団有料広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会の委員長がその変更内容が軽微なものであると認めるときは、委員会の審査を経ずに変更の承認をすることができる。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

八匝水道企業団ホームページバナー広告掲載内容

年 月 日

八匝水道企業団企業長 宛て

申 込 者	住所（所在地）	
	氏名（名称） 代表者氏名	印
	連 絡 先	担当者（所属・氏名）
		電話番号（ ）
		e-mail
バナー広告 の内容	68 ピクセル 234 ピクセル ※データ量は10キロバイト以内とする。	
リンク先 ホームページ	http:// ※リンク先のページを印刷したもの及び広告主ホームページのリンク一覧を添付すること。	
掲載希望 期 間	☐ 年 月（1か月間） ☐ 年 月から 年 月まで（ か月間）	
備 考		

八匠水道企業団ホームページバナー広告掲載内容（変更・廃止）届

年 月 日

八匠水道企業団企業長 宛て

八匠水道企業団ホームページバナー広告掲載内容の（変更・廃止）を届け出ます。

申 込 者	住所（所在地）	
	氏名（名称）代表者 氏名	印
	連 絡 先	担当者（所属・氏名）
		電話番号 （ ）
e-mail		
バナー広告 の内容	234ピクセル 68ピクセル ※データ量は10キロバイト以内とする。	
リンク先 ホームページ	http:// ※リンク先のページを印刷したもの及び広告主ホームページのリンク一覧を添付すること。	
掲載希望期間または廃止希望日	☐ 年 月から 年 月まで（ か月間） ☐ 廃止（廃止希望日： 年 月 日）	
備 考		

※変更の場合はすべてを、廃止の場合は申込者および廃止希望日を記入してください。

八 匁 水道 企業 団 告 示 第 9 号

八 匁 水道 企業 団 有 料 広 告 掲 載 要 綱 を 別 紙 の と お り 定 め る 。

平 成 2 8 年 4 月 1 日

八 匁 水道 企業 団 企 業 長 太 田 安 規

八匠水道企業団有料広告掲載要綱

（目的）

第1条 この要綱は、八匠水道企業団（以下「企業団」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより企業団の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、企業団の刊行物、企業団の管理するホームページその他企業団の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

（広告の範囲）

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告物として不適当であると企業長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、企業長が別に定める。

（広告の募集等）

第4条 広告媒体の所管統括は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び掲載料金
- (3) 広告の募集方法

(4) 広告の選定方法

(5) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(審査機関)

第5条 次の各号に掲げる事項を審査するため、八匠水道企業団広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 広告を掲載しようとする広告媒体の適否に関する事項

(2) 広告掲載の可否、広告料、広告の内容等について疑義のある事項

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、事務局長をもって充て、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長の指定した者がその職務を代理する。

4 委員は、各班の統括の者をもって充てる。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務班において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。